

令和7年度運営指導指摘事項 障害福祉サービス編

居宅介護計画の作成の注意事項

- 居宅介護を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、**当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき報酬算定する。**
- 当初定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合は、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行う必要がある。
- 派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画に**派遣される従業者の種別について記載**すること。

生活介護

- 基本報酬：利用者ごとのサービス提供時間に応じた設定
- サービス提供時間：**実際のサービス提供時間ではなく、個別支援計画に定めた標準的な時間（原則、送迎の時間は含まない）**
- 個別支援計画に定める標準的な時間と、実際のサービス提供時間が異なる場合の基本報酬

個別支援計画に定める標準的な時間よりも…

当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、短くなった場合

実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、長くなった場合

個別支援計画に位置づけられた標準的な時間に基づき算定
※やむを得ない事情を記録する

実際に要した時間に応じた単価を算定
※延長の理由を記録する

- 標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを検討する

就労継続支援B型

就労支援事業会計では、適切な原価管理を行うため、生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計とを明確に区分することが大きな特徴になります。また、同一事業所において複数の生産活動を行う場合には、原則として作業種別ごとに会計を区分することも求められます。



<収入の区分> ※就労支援事業会計の運用ガイドラインより抜粋

福祉事業活動収入	生産活動収入
国保連からの自立支援給付費	生産活動により生じた収入
利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金	例) ✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入
寄附金としての受領額	✓ 仕入れた商品の販売収入
その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益	✓ 下請け作業による加工賃収入
	✓ 清掃などの受託収入 等

<費用の区分>

福祉事業活動費用	生産活動費用
利用者の支援に必要な費用	生産活動に直接必要な費用
事業の運営事務に必要な費用	
福祉事業活動収入を得るために必要となる経費	生産活動収入を得るために必要となる経費

就労継続支援B型

- 工賃の配分

(指定基準第 201 条)

利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。



$$[\text{生産活動収入}] - [\text{生産活動に係る経費}] = [\text{利用者に支払う工賃}]$$

※生産活動により余剰金が生じる場合は、全て工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じない。

- (就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について)
利用者の技能に応じて工賃の差別を設けてはならない。
- 年度ごとに、工賃の目標水準および前年度の工賃の平均額を利用者に通知する。

令和7年度運営指導指摘事項 障害児通所支援編

児童指導員・保育士の配置

- 【主として重症心身障害児を通わせる事業所、児童発達支援センターを除く事業所の場合】

児童指導員または保育士は、サービス提供時間を通じて2名の配置しなければならない

(基準を満たしている例) サービス提供時間: 9時から17時まで 定員: 10名

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管								
児童指導員A								
児童指導員B								
児童指導員等配置数	2名							

OK: 常勤の職員の配置により、
サービス提供時間帯を通じて2名配置している。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管								
児童指導員A								
児童指導員B								
児童指導員C								
児童指導員等配置数	2名							

OK: 非常勤の職員を複数配置することにより、
サービス提供時間帯を通じて2名配置している。

基準を満たしていない例

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管								
児童指導員A								
児童指導員B								
児童指導員等配置数	2名				1名			

NG:児童指導員が1名になる時間帯は
児発管が手伝うことにしている。

→児発管が児童指導員または保育士の
代わりをすることはできない。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管								
児童指導員A								
児童指導員B								
指導員								
児童指導員等配置数	2名				1名			

NG:児童指導員が1名になる時間帯は、
指導員(無資格)を配置している。

→資格のある児童指導員または保育士を
配置すること。

送迎や加算に対応する例

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管								
児童指導員A							送迎	
児童指導員B				相談				
児童指導員C								
児童指導員等配置数	2名			1名	2名		1名	

NG1:サービス提供時間帯に、基準となる児童指導員が送迎を行っている。

→事業所内に配置する児童指導員または保育士を確保すること。

NG2:サービス提供時間帯に、家庭連携加算の対象となる事業所内相談を基準となる児童指導員が行っている。

→基準となる児童指導員等とは別の従業者で対応すること(児発管は可)。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
児発管				相談				
児童指導員A								
児童指導員B								
児童指導員C								
運転手							送迎	
児童指導員等配置数	2名							

OK:家庭連携加算の対象となる事業所内相談は児発管が行い、送迎は専門の運転手が行っている。

個別支援計画別表作成の注意事項

	月	火	水
提供時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間
	～	15時00分 ～ 17時00分	14時00分 ～ 17時00分
	0時00分	2時00分	3時00分
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間
	～	～	～
	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間
	～	～	17時00分 ～ 18時00分
	0時00分	0時00分	1時00分
延長を必要とする理由	・水曜日は保護者の就労のため、支援後1時間の延長支援を行う。 ・保護者の繁忙期（3月）は支援後の延長支援時間が2時間になることがある。		
特記事項	・事業所に空きがある場合は月曜日も利用する。15時～17時（2時間）。 ・学校の授業が短縮された場合は、火曜日でも14時～17時（3時間）となることもある。		

報酬算定におけるサービス提供時間は、実際のサービス提供時間ではなく、個別支援計画に定めた標準的な時間

標準的な時間に送迎の時間は含まない

個別の事情で延長支援の必要が生じることが想定される場合は具体的に記入

事業所の空き状況、保育所・学校の都合等により通常の計画時間とは異なる時間区分で算定する可能性がある場合は記入

延長支援加算

例 1	例 2
利用開始・終了時間 15時00分 ～ 17時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分
2時00分	5時00分
【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時30分 ～ 10時00分
【支援後】延長支援時間 17時00分 ～ 18時00分	【支援後】延長支援時間 ～
1時00分	0時30分

例1 放課後等デイサービス(平日)の場合

NG: 基本報酬における時間区分が3時間未満だが、延長支援を設定

基本報酬における最長の時間区分(※)に加えて、延長支援を行った場合に算定可能。

※児童発達支援: 5時間、放課後等デイサービス(平日) 3時間、放課後等デイサービス(学校休校日) 5時間

例2

NG: 1時間未満の延長支援時間を設定

1時間以上の延長支援が必要な場合にのみ設定する。
「30分以上1時間未満」の時間区分は、利用者の都合等で延長時間が計画より短くなった場合に限り算定可能。